

## 一時預かり事業 Q & A

問1 施行規則第1条の5について、「特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。」と規定されているが、具体的にどのような場合を想定しているのか。

(答) 特定の乳幼児のみを対象とする一時預かりとは、近所の預かり合い、イベント入場者のみを対象とするようなイベント会場に設置される託児所、幼稚園が行う園児のみを対象とした預かり保育、従業員の子どものみを対象とした事業所内保育施設での預かり等を想定している。

問2 施行規則第36条の5について、一時預かり事業の開始に伴う都道府県知事への届出は、これまで一時保育を実施していた保育所についても必要とされるのか。また、届出は毎年度必要とするのか。

(答) これまで一時保育を実施していた保育所についても、一時預かり事業として実施する場合には都道府県知事への届出を行うことが必要となる。

なお、届出は事業開始時に必要とするものであり、毎年度の届出は必要なく、届出内容に変更が生じた際に改めて変更の届出すれば足りる。

問3 施行規則第36条の5について、児童福祉法上の事前の届出とともに、社会福祉法上の社会福祉事業を実施するための事後の届出も必要か。

(答) 社会福祉法第74条の定めにより、社会福祉法上の届出は不要である。

問4 施行規則第36条の5について、一時預かり事業の開始に伴う都道府県知事への届出を怠った場合、罰則はあるのか。

(答) 法令上、特段の罰則は設けてはいないが、国庫補助要件を満たさないこととなるため、一時預かり事業の国庫補助は受けることはできない。

また、問3にあるように社会福祉法に基づく社会福祉事業としても位置づけられないため、消費税に係る非課税措置の適用を受けることができないなどの不利益が生じることが考えられる。

問5 施行規則第36条の7第2項について、一時預かり専任の保育士の配置が必要とされるのか。

(答) 配置される保育士については専任・兼任の別は問わないが、現に対象児童を預かっている間においては、規則に定める人員配置基準を満たすことが要件となる。

問6 施行規則第36条の7第2項について、預かる乳幼児の数が少人数(例えば1名)であっても保育士の数は2名を下ることはできないのか。

(答) お見込みのとおり。

なお、予算事業ではあるが、保育士を1名以上配置するとともに、一定の研修を受講した担当者を配置する類型(地域密着Ⅱ型)を別途設けることとしている。

(詳細については資料15「実施要綱案」を参照されたい。)

問7 一時預かり事業に係る国庫補助はどのように行われるのか。

また、国庫補助の対象となる施設は、施行規則第36条の5に基づく届出を行った施設と解して良いか。

(答) 従前の一時保育と同様に「保育対策等促進事業費補助金」により国庫補助を行うこととする。

後段については、お見込みのとおり。

(詳細については別冊(交付要綱、実施要綱等)資料29「保育対策等促進事業費補助金実施要綱案」を参照されたい。)